

新型コロナウイルス感染拡大に伴う 各事業所における留意事項

令和3年1月12日
焼 津 市

- 市内事業者の皆様におかれては、日頃より新型コロナウイルスの感染予防にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。
- 現在、国内において新型コロナウイルス感染者が急増しており、今月7日、「東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県」の1都3県に対して、緊急事態宣言が発令されました。
- 県内及び本市においても、年末以降、感染者が増加しており、市民の皆様には以下の点にご留意いただくよう、感染予防の更なる徹底をお願いしているところです。
- ①外出時・会話時の**常時マスク着用**
 - ②**会食の際の感染リスクを下げる工夫**（例 飲酒は少人数で短時間、座る位置は斜め向かい）や、**1テーブル原則4人以下**での飲食とし、**会話時にはマスクを着用し、テーブル間での大声での会話や移動は行わない**
 - ③**感染対策が徹底できていない歌唱や接待を伴う飲食店への訪問は控える**
 - ④**緊急事態宣言の対象区域への不要不急の訪問は避ける**
 - ⑤家庭内では、**帰宅時の手洗い**のほか、**新しい食事マナー**を実践（例 大皿を避け個々に盛り付ける）
- 市内事業所従業員等の皆様におかれましても、以下の事項に特にご留意いただき、改めて感染防止対策の徹底をお願いいたします。
- ・ **緊急事態宣言の対象区域への不要不急の訪問の回避**
 - ・ **従業員等の感染確認があった場合の、社内での連絡体制の構築等、集団感染予防対策の再確認と徹底**
 - ・ **従業員等が感染者、濃厚接触者に指定された場合の、事業所における業務継続計画の確認**
- 以上を参考にいただき、今一度、各事業所内での対応について、見直しと徹底に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。